

# 令和7年氷川町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時：令和7年5月9日（金） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：12名

1番 濱田 正澄	2番 松本 莊一	3番 欠
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 橋本 淳一	9番 井副 陽子
10番 欠	11番 橋本 竜一	12番 宮本 和明
13番 伊藤 秀子	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：13名

1番 片山 一哉	2番 本田 信義	3番 宮本 一夫
4番 田中 幸喜	5番 中川 正人	6番 増住 公成
7番 前田 洋志	8番 有田 達也	9番 立川 清一郎
10番 鉄島 敬一	11番 松田 継司	12番 丸山 修二
13番 本田 進		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

日程5. 議案審議

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 農用地利用集積促進等計画書（所有権移転）について

議案第21号 農用地利用集積促進等計画書（利用権設定）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 田中 宏幸

会計年度任用職員 尾下 眞奈美

主事 上田 菜月

## 7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和7年氷川町農業委員会第5回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長

<挨拶>

永田議長

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、7番、中田委員、8番、橋本淳一委員を指名いたします。

次に報告事項についてです。報告(1)について事務局より説明願います。

尾下職員

報告(1)の説明をいたします。1ページをご覧ください。報告(1)は賃料が設定してある有料の貸し借りの合意解約です。貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長

何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

つぎに議案審議です。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は2件です。事務局より説明願います。

田中係長

はい。それでは議案第18号、1番2番について説明をいたします資料につきましては2ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。申請地は〇〇中学校の南側道路の向かいにある農地で、売買および贈与による所有権移転の許可申請です。一番につきましては、当該農地の所有者は、相続により農地を取得。県外在住で帰郷の予定はなく、相続財産の処分を考えられておりました。申請地は、これまで譲受人が管理および耕作されていましたが、今回譲渡人から申し出があり、売買による所有権移転をすることで合意され申請されました。続いて2番になります。2番につきましては、以前から申請人が耕作しており、譲渡人および譲受人とも申請者の名義と思われていました。

先に説明しました 1 番の申請時に、名義人が異なることが判明。今回、所有権移転をすることに合意され、申請されました。譲受人は農業をされており、今回取得される農地は水稻を耕作されています。譲受人は取得後も農地を効率的に管理利用されると思われ、許可要件を満たしているものと思われ。以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を中田委員よりお願いします。

中田委員 　　5 月 2 日午前 9 時より申請者立会のもと現地を確認しました。申請地および譲受人は許可要件を満たしていると思われ、審議方をお願いします。以上で報告を終わります。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。

（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第 18 号、番号 1 および番号 2 について採決します。

許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

永田議長 　　全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第 19 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について上程します。案件は 1 件です。事務局より説明願います。

坂梨事務局長 　　議案に入ります前にこの議案の背景というか、今までの流れを少し説明させていただきたいと思えます。資料はご覧の通り、また説明を後ほどさせていただきます。この案件につきましては昨年になりますが、〇〇地区の農地で足場業者さんが資材置き場に転用したいという案件ではございます。農振区域でございましたので、まずは農振の除外を行って、今回農地の転用という形の流れになります。昨年の時点でもう現地がですね資材置場化しておりました。本人さん等の聞き取りを行ったところ、ご本人さんたちは制度自体は全く知らずにですね、勝手に表のスクリーンにあります通り、無断転用という形になってしまっておりました。無断転用につきましては、許可を受けずに農地を無断で転用されることを十分ご承知だと思えますが、この無断転用がこの前の除外の行為をする時点で発覚しましたのでこれの対応についていろいろ手順を踏んで行っております。本来ならば無断転用に関しましては一旦農地に戻して申請というような形にもなりますが、その大体の無断転用されるケースの半分といいますか無断転用する

内容がもう制度を知らなくてですね、誤ってやってしまったっていうことも多々ございますので、そういう案件に関しまして農業委員会はそのまほっておくには良いわけにはいきませんので、追認ということで手順を踏んで無断転用の状態のまま申請書を出していただいて追認許可を出すことが判例で認められてるということになります。ただあくまでも前提としましては無断転用は駄目です。駄目なんですけれどもわざわざ戻して申請をするとなると経済的な損失もありますので、その辺を踏まえて追認許可が認められてっていう案件になります。この案件については前に転用の前にですね、除外の届け出が入りますので、県とのやり取りをする中でですね、県の方も事前着工してるような状態なので、農地に戻すのが本来あるべき姿なんですけれども条件を満たしている場合限り、始末書を出していただいて、それを踏まえて許可の手続きを取るっていう形で除外も進めているということで、まず除外はこの始末書で処理をさせていただいております。この始末書の法的根拠はございません。ただ、誤ってやってしまったことを、他の一般の当たり前に申請されていらっしゃる方と同じような取り扱いはできませんので、一旦始末書を出していただいて、今後同じようなことを繰り返しませんっていうところで処理をしていくっていうような形になります。追認と先ほどからお話しておりますが、表現がちょっと難しいんですけれども判例の中ではですね、違法状態をそのままずっと違法のまま引っ張るということではなくて、条件を満たした場合には許可を出すことも可能ですよというようにことが書いてあるようです。ちょっと言葉が難しいんですけれども、農地が既に事実上転用されている場合の許可処分は、違法状態そのままほっとくと一応表示状態が長く続きますので許可を出すこと自体は不能の処理ではございませんっていうような判例ですね。ただ条件としましては一番下に書いてありますように立地基準、一般基準その農地がちゃんと除外できる転用できるっていう条件がまずあることと、始末書を出して反省と誓約を促すことがまず前提にはなります。ただあくまでも追認ありきではないというところは、委員さんたちには知っていただきたいと思います。今回転用に関しましては今後もひょっとしたら案件が出てくるかもしれませんが、農業委員の皆さん方には立会いを行っていただきます。立会い現地に来られたときに、もう転用がされている状態で立会いをしていただくような感じになりますので、その際には始末

書あたりが出ているというところを説明をさせていただいて現地を見ていただくってというようなことの取り扱いを今回させていただいて今までも何回かそういうことはあっております。けれども追認および始末書の内容になりますので、ご承知おきください。

田中係長

議案第 19 号 1 番についてご説明します

申請人、申請物件の詳細は資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区の新幹線沿いに位置する農地です。譲受人は個人で建設業を経営され仕事両方を着実に増加。発注先の氷川町その他、県南地域と県内各地に拡大。拡大に伴い資材置き場の不足している状況です。また建設現場が県内各地になることから高速道路を利用することが多く宇城・氷川スマートインターが容易に利用可能な氷川町内に資材置場を設置し、業務の効率化および今後の事業拡大が見込める最適な場所であると考えられました。給排水計画につきましては給水および生活雑排水は資材置き場のためありません。雨水につきましては、自然浸透および新幹線高架下の側溝および排水路へ流すとのこと。農地区分につきましては第一種の農地ではありますが、住宅その他日常生活に必要な施設に該当し。許可できる案件でございます。以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありました。現地確認も済んでおりますので、報告を伊藤委員よりお願いします。

伊藤委員

4 月 30 日午前 9 時 30 分、申請者立会のもと濱田委員とともに私伊藤が現地を確認いたしました。申請地および譲受人は、条件を満たしていると思われまますので、審議方お願いいたします。以上で報告を終わります。

永田議長

ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありませんか。

濱田委員

よろしいですか。

この件につきましては、伊藤委員と立会をした訳ですが、産業廃棄物が一部置いてありましたので、早急に事務局の方から撤去する指導をお願いしたいと思えます。

田中係長

わかりました。先日の立会いのときに、1 トン袋の中にブルーシートでちよつとかぶせてあった廃棄物がありましたので、廃棄物を置くところじゃないということで、一応 5 月中には撤去しますという回答はもらったんですけど、今後はですね状況を見ながら再度指導していきたいと思えます。

永田議長

他にありませんか。

(異議なし)

- 永田議長            ないようですので議案第 19 号番号 1 について採決します。  
決定することに賛成の方は挙手願います。  
                         (全員賛成)
- 永田議長            全員賛成です。よって本案は原案の通り決定いたします。  
次に議案第 20 号農用地利用集積促進等計画書(所有権移転)に  
ついて上程します。事務局より説明願います。
- 田中係長            議案第 20 号について説明します。資料につきましては、4  
ページをご覧ください。今月の契約は 5 件になります。1 番か  
ら 4 番が公社の買い入れ、5 番が公社からの売渡です。所有  
権を移転する農用地 10 アール当たりの金額および対価など  
につきましては資料の通りとなりますので確認をお願いしま  
す。以上で説明を終わります。
- 永田議長            ただいま事務局より説明がありましたが何かご意見ありま  
せんか。  
                         (意見なし)
- 永田議長            異議もないようですので議案第 20 号については、機構法第  
18 条第 11 項の規定に基づき、熊本県農業公社へ計画策定の要  
請を行います。次に議案第 21 号農用地利用集積促進等計画  
書(利用権設定)について上程します。事務局より説明願  
います。
- 尾下職員            議案第 21 号についてご説明します。資料は 5 ページにな  
ります。5 ページをご覧ください。この案件は農業公社を通した  
農地バンクの案件です。今回の新規利用権設定は 12 筆で  
46,744 m<sup>2</sup>です。貸人、借人、農地所在地については資料をご  
確認ください。以上で説明を終わります。
- 永田議長            ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はあ  
りませんか。  
                         (異議なし)
- 永田議長            異議もないようですので、議案第 21 号については機構法第  
18 条第 11 項の規定に基づき熊本県農業公社へ計画作成の要  
請を行います。  
                         以上で本日の議案審議は終了です。  
                         委員の皆さまから質問等はありませんか。  
                         (質問なし)
- 永田議長            それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願  
いします。
- 坂梨事務局長      ー<連絡事項について説明>ー
- 井副副会長        それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 2 時 49 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)